

五監公告第18号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年11月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

税務課（地域振興課の税務課に属する業務を含む）

3. 監査の範囲

平成30年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成30年10月30日～平成30年11月28日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されている。同法第18条において不服申立てをすることができる期間は、従来の「60日以内」から「3か月以内」に延長されているが、平成30年度介護保険料減免決定通知書の教示文は、改正前の「60日以内」のままの記載となっている。法令等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。
- ② 平成20～24年度差押予告通知書綴について、複数年合冊の簿冊であるが、本来の廃棄予定日到達前に廃棄されている。五泉市文書規程に基づく適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

平成29年度末現在で市税等には8億5,500万円余りの滞納が生じており、100万円以上の高額滞納者は個人、法人合わせて158人、滞納額は4億9,700万円余りとなっている。

税負担の公平性、また市財政の根幹をなす市税収入等の確保のため、厳正・的確な滞納整理の実施が求められるところである。

今後とも、収納対策について一層の取り組みを望むものである。